厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき生活支援員若しくは地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（生活支援員若しくは地域移行支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

七　介護給付費等単位数表第12の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　（略）

ロ　（略）

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労移行支援事業所等に置くべき職業指導員若しくは生活支援員若しくは就労支援員（下欄において「職業指導員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（職業指導員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

八　介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　（略）

ロ　指定就労継続支援A型事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援A型事業所等に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

九　介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　（略）

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

七　介護給付費等単位数表第12の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　（略）

ロ　指定就労移行支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労移行支援事業所等に置くべき職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

八　介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　（略）

ロ　指定就労継続支援A型事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援A型事業所等に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

九　介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合

イ　（略）